

平成23年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成23年2月25日(金)午後1時30分

議事堂第一委員会室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番	大野木 奥 治	2番	椎 名 幸 雄
3番	根 本 勇	4番	田 口 重 幸
5番	森 正 昭	6番	掛 川 正 治
7番	三 須 清 一	9番	斉 藤 隆
10番	染 谷 智一郎	11番	新 堀 政 夫
12番	阿 曾 敏 夫	13番	渡 辺 陽一郎
14番	渡 邊 光 雄	15番	増 田 忠 夫
17番	須 藤 喜一郎	18番	小 池 良 雄
19番	高 田 勝 禎		

4. 欠席委員

8番	飯 塚 誠	16番	増 田 利 夫
----	-------	-----	---------

5. 出席事務局職員

局 長	渡 辺 和 夫
次 長	大 井 猛 雄
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	花 嶋 孝 雄

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専
決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専
決処分について

議長 今日は会議会場を変更ということで、ここは議事堂第一委員会室、議事室の名前はね。雰囲気もあってたまにはいいでしょう。

定刻となりましたので開会いたします。

ただ今から平成 23 年第 2 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 17 名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第 26 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を指名いたします。

7 番 三須清一委員

8 番 飯塚誠委員

よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。最初に議案の審査をいたします。

本日の議案につきましては事務局から説明をお願いいたします。

事務局 今、議長のほうから署名委員の関係で 8 番の飯塚誠委員のご指名があったんですけども、今日は都合により欠席ということで、9 番の斉藤委員のご指名をお願いしたいと思います。

議長 はい、分かりました。

それでは事務局の指示により、8 番飯塚誠委員欠席ということで 9 番の斉藤隆委員、よろしくお願いいたします。

事務局、議案説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案の説明の前に今回、議案資料の訂正がありますので、そちらのほうをまず説明をさせていただきます。

議案資料の 17 ページから 34 ページにかけまして、この例えば 17 ページを見ていただくと、面積が一番上にあります。1 番の埋立て等の農地の面積のところ、例を言いますと 357m² というふうになっております。これは本来ですと平方メートルということで、2 が普通なら小さい表示にされているんですけども、たまたま申請の時にこういうふうな大きな表示をされているということで、これについては平方メートルということで読み替えてお願いするようにしたいと思います。

それでは、本日の議案案件について説明をさせていただきます。

本日の議案案件は第 1 号から第 4 号まででございます。

議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請」1件でございます。内容は、我孫子市下沼田地先の田の売買で、申請面積は435m²でございます。譲受人は市内で農業を営んでいる者で、自作地に隣接している農地を取得して農業経営規模拡大を図ろうとするものです。

申請内容を審査したところ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

議案第2号は「農地法第4条の規定による許可申請」1件でございます。申請地は我孫子市日秀字久保田地先の田で、申請面積は1,257m²でございます。申請人は資材置き場として使用するもので、権利の移動はございません。

議案第3号は「農地法第5条の規定による許可申請」9件でございます。

整理番号1の申請地は、我孫子市高野山新田字早稲田地先の田で、840m²でございます。

整理番号2から9までの申請地は、我孫子市根戸字堀尻地先の田で、2,925.09m²でございます。

整理番号1から6までの申請人は、農地を効率的に活用するための造成工事を行うものであります。

また、整理番号7から9までは、農地造成のために農地を通路として使用するものでございます。

譲受人は市外で事務所を構え、農地造成期間中における賃借権を設定するもので、権利の移動はありません。

議案第4号は、農用地利用集積計画(案)の決定についてでございます。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して農地利集積計画(案)の適否についての判断を求められたもので、申請件数は10件であります。

今回の議案上程については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 当局からの議案説明については以上で終わりました。

続いて、小池部会長から第1部会で審議された報告をお願いいたします。

小池部会長、よろしくお願いいたします。

小池良雄部会長(第1部会) 本日はご苦労さまです。座らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

譲受人は市内の農家です。世帯構成は4人家族で、4人従事者でございます。現在、自作地1万6,747m²の農地を耕作しており、申請地を含めて、引き続き耕作を続けていく意欲があると認められました。

申請地も確認し、申請内容を基に審議したところ、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、第1部会では全員一致をもって許可相当であるとの意見でございました。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

申請内容は、日秀字久保田地先の田、1,257m²の土地を資材置き場とするものです。資材は軽量であることから農地には砂利敷きなどを行わず、現状のまま使用するものです。資材置き場では水は使用せず、汚水及び雑排水の流出もなく、雨水は自然浸透となります。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、特に支障はないものと判断して、第1部会では全員一致をもって許可相当という意見でございました。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

整理番号1は、高野山新田字早稲田地先の田、2,789m²のうち840m²でございます。譲渡人は市内の農家です。申請地は隣地より1.5mほど低い農地になっており、水田の作付け時期には農機具の搬入や耕作に苦勞していることから、申請地を建設残土などで埋め立て、盛り土し、隣接農地と同じ地盤高さとし、陸田として整備を行い、農地を効率的に活用する内容です。

続いて、整理番号2から9は根戸字堀尻の田についてです。

整理番号2から6は農地造成を行うもので、その面積は3,439m²のうち2,512.91m²です。譲渡人は市内の農家です。申請地先は長く休耕地となっていたため、土地が荒れている状態です。また、周囲の道路より1～2m程度低くなっており、申請地を建設残土などで埋め立て、盛り土し、地盤面を高くして畑として整備を行い、農地を効率的に活用するためになっています。

整理番号7から9は農地造成の通路とするもので、その面積は2,703m²のうち421.18m²です。農地造成地先の周辺の道路は幅員3mのため、近隣住民の通行の妨げとなる要因を抱えています。そのため農地造成、車両専用の幅員4mの通路を設け、養生シート、その上に鉄板を設置し、車両の通行を可能にするものです。

議案第3号の譲渡人と譲受人とは造成期間中の土地使用貸借であり、権利取得の見込みはありません。申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、特に支障はないものと判断して、第1部会では全員一致をもって許可相当という意見でございました。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」ご報告いたします。

本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対し、農地利利用集積計画（案）の適否についての判断を求めたもので、10件であります。申請の権利内容は、賃貸借権の新規設定が9件。そのうち3件が新規就農者で、再設定が1件であります。賃借料は新規就農者2名については10a当たり5,000円となっております。2名以外については10a当たり2万円か米90kgです。申請地は我孫子市日秀新田字宮下地先の田ほかで19筆、3万3,443m²です。

計画の内容は、借受者の経営農地の効率的農作業の従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。よって、第 1 部会では全員一致をもって決定相当という意見でございました。

以上で、第 1 部会で審議した結果の報告を終わります。

議長 以上、議案第 1 号から議案第 4 号について部会長から報告がありました。

部会長の報告に対して、採決する前に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

掛川正治委員 はい。

議長 掛川委員さん。

掛川正治委員 ご苦労さまです。

根戸地先 9 件について、部会長から現況より 1 ~ 2 m 低く、そこに建設残土により盛り土するというようなご発言がございましたが、当然建設残土といいますと、非常にイメージ的にガラ混じりの不当な土が入るのかなど。当然ここでネギを作るということでございますので、その土の性質について分かりましたら教えていただきたいと思えます。

小池部会長 (第 1 部会) 事務局のほうからお願いします。

事務局 じゃあ事務局のほうからお答えをさせていただきます。

今、掛川委員のほうから言われた土、要するに埋める土なんですけども、これは手賀沼課のほうの土壌の関係が 300m² を超えるものですから、当然向こうとタイアップして今、両方とも申請をさせていただいています。それで、建設残土ということなんですけども、その建設残土の土自体は適法以外については埋められません。当然どこのところの発生か手賀沼課のほうでも土の元の証明を取るなりしています。通常の建設をする土をそのまま埋めるということはしてございません。

簡単ですけど以上です。

議長 掛川委員。

掛川正治委員 分かりました。建設残土という証言の中で、こういうように非常にイメージが悪いものですから、渡辺部長のほうでも手賀沼課も抱えておりますのでもちろんそういうことはあり得ないことは承知しております。ただ、この当該用地に各地主さんがみ

んな右へならえになるようにネギを作るといふことですが、今まで農業委員をやっている、許可してしまったらそのあとを追いかけてどうだといふところまでなかなか当委員会では追及できないんですね。ネギを作るといふような計画ではございますが、やはり持ち主に対してそういうところの確認といふのはしているのでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 お答えいたします。

当然この申請に基づいた造成工事をしたあとについては、今、ネギを作るといふ申請の内容になっております。ですから、この造成工事をしたあとについては適宜、当然これは私ども事務局も含めまして各地区の農業委員さんと申請の内容の作物を作るといふように、指導も含めて徹底していきたいといふふうに思っております。

議長 掛川委員さん。

掛川正治委員 当局としてはきちっとやっていることは分かるんですが。ただこの書類を見ますと、今まで不毛といふことで地目は田であったのが、畑といふような項目で出てきているなら分かるんですが、なぜか雑地といふような表現があるんです。私の見間違いじゃないと思うんですけど。農業委員の皆さんご存じのように、昔、北柏のあれで嫌な思いをしました。許可が下りたあと雑地になって、それが最終的に売買されて霊園計画といふような道を歩まないように、そういうような齟齬がないように良好な農地ができることを期待します。そこらを非常に心配しておりますので、ちょっと当局に伺ったところです。そういう持ち主の先のことまでは、これはなかなか難しいのかな。どうなんでしょう。

議長 事務局、その辺の確認はどうですか。

事務局 当然その確認といふか、申請通りにしてもらいたいといふのがやっぱり農地法の趣旨でございます。今、掛川委員の言われたような懸念することのないように、田んぼの埋め立てをして、それから今度畑といふかたちで使うといふ申請内容でございますから、こちらのほうの活用を図るように徹底して、これは事務局が合わせて皆さんのお力を借りていきたいといふふうに思っております。

掛川正治委員 これ以上言ってもしょうがないんですが。ただ畑といふ項目になれば、全くそういう話は私どもしないんですけども、実際に雑地になるとどういふふうにするか

地が経過していくか全く見えないものですから。だから早急に作るという。まあこれ以上やってもしょうがないから。

議長 事後の確認ということを事務局にお願いして。続いてどなたか質問はありますか。

渡邊陽一郎委員 はい。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 議案第4号の整理番号7、8、9の新規就農者に関してなんですけども、ほかの方はそれぞれ当然農家ですので資料は入っているんですけども、資料が全くなくて、生産計画もなしで、これはちょっとひどいかなと。もちろん農家でないので土地とかを持ってないのは分かりますけども、少なくとも生産計画ぐらい、経営計画がないと許可できるかどうか分からないですよ。

議長 事務局、計画はありますか、いかがですかという質問です。

事務局どうぞ。

事務局 お答えいたします。

今、ご質問のあった3件については新規というかたちなんですけども、実は私ども、こちらのほうは今、農業経営基盤強化促進法に関係するもので、農用地の利用集積ということで、市役所の中では農政課のほうが一応セクションとしてやっております。その中で今回は就農計画書というのを別にとっておりました。これは資料としてこちらのほうに添付しないというかたちで大変申し訳なかったんですけども、例えば石原さんという個人名を出しますと、その方については将来の構想であるとか現行の作物関係、それから農業の労働力という中で就農計画書を添付させております。こちらのほうについては、後ほどできれば参考としまして皆さんのほうに配付するようにいたします。今やったほうがいいですよ。

渡辺陽一郎委員 もちろんそうです。以前は我孫子市が借り上げて、それを我孫子市から新規就農者に貸し出したというかたちをとっていたと思います。そうすると、我孫子市が責任を取っているわけですからそこまでは追及しませんでしたけど、これはいきなり新規就農者に貸すということになってしまいます。新規就農者の経営計画が全くなしで10年というのはちょっと長いと思いますし、その経営計画がないというのは考えられません

ので、よろしくをお願いします。

議長 事務局。

事務局 今、コピーを取ってきますので。

議長 じゃあお願いします。

では暫時、今、取りますので、何か質疑がありましたら。

ありませんか。

(なしの声)

資料待ちということで休憩したいと思います。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。事務局より資料が配付されました。これを見て。見てといってもかなり詳しく書いてあるのでざっと見て、渡辺さん、ご意見は。

渡辺陽一郎委員 こういう計画ができていたら早めに資料をいただければ、それはそれで別に問題ないと思いますけど。

議長 そのほか質疑はありませんか。

(なしの声)

ないものと認めます。

部会長は自席にお戻りください。

小池良雄部会長(第1部会) よろしくをお願いします。

議長 それでは採決に移ります。

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、部会長から許可相当であるとの報告がありました。許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、許可することに決定いたしました。

議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」は、部会長から許可相当であるとの報告がありました。許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、許可することに決定いたしました。

議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、部会長から許可相当であるとの報告がありました。許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、許可することに決定いたしました。

議案第4号の「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、部会長から許可相当であるとの報告がありました。許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、許可することに決定いたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明を願います。

事務局 それでは私のほうから報告事項の報告をさせていただきます。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出」については、5件ございました。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届け出」については、5件ございました。

以上です。

議長 その他、事務局何かありますか。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは農業委員の選挙権、農業委員の選挙人名簿登録申請書についてですが、先月委員から質問された耕作従事日数のことで、事務局の答弁が不正確であったために改めて調べた結果を報告いたします。

選挙権の要件の一つ、耕作従事日数で、従事日数がゼロと記載されている世帯主、農業経営主のことで、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、10a以上の農地を持っていても耕作を営む者が条件となっています。ここで言う耕作を営むとは、従事日数の制限はなく、1日以上耕作していれば耕作を営む者になりますので、経営主については年間1日以上耕作していれば選挙権があることとなります。したがって、従事日数がゼロと記載されている経営主は、本人が耕作は全くしていないという意思表示でありますか

ら選挙権はないということになります。なお、経営主以外の家族等については、年間 60 日以上耕作が必要条件となっております。これに基づきまして、ゼロと記載されている経営主については修正をいたしました。また、この運用は従来も同じとの確認をいたしました。なお、申請書は 1 月末日付けで選挙管理委員会へ提出しています。選挙管理委員会では縦覧期間を経て、3 月 31 日をもって選挙人名簿を確定します。この名簿はその後 1 年間据え置かれ、委員の選挙に使われます。

なお、1,111 世帯発送いたしましたして、提出された世帯数は 673 世帯、率にしますと 60.57%でございます。

以上です。前回の総会ではご迷惑をお掛けしました。

議長 それでは委員の方から何か発言はございますか。

渡邊光雄委員 じゃ確認の意味でいいですか。

議長 はい、渡邊委員さん。

渡邊光雄委員 今だから 1 日、ゼロじゃ駄目なんでしょう。

事務局 はい。ゼロというのは駄目です。ゼロ以外の数字は全部オッケーです。結果的にそういうことです。

議長 そのほかございませんか。なければ。

それではこれもちまして本日すべての事案は終了いたしました。議員の皆さん、大変お疲れさまでした。閉会といたします。

以上の会議録は我孫子市農業委員会会議規則第 26 条の規定により議長が調製したものであるが、会議の次第に相違がないので同条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署名人

署名人